

障害者差別解消法の 法改正について

◎障害者差別解消法の法改正について①

令和3年5月28日、事業者に対し、**合理的配慮の提供を義務付ける**ことを主とする障害者差別解消法の改正法が成立した。

この改正法は、同年6月4日に公布され、公布の日から**3年を超えない範囲内**に施行されることとなっている。



事業者による合理的配慮の法的義務化を踏まえ、条例の改正も見据えた本市の障害者差別解消に係る新たな施策の検討等が必要となる。

◎障害者差別解消法の法改正について②

法改正の概要

- (1) 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加
- (2) **事業者による**社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化
- (3) 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化
 - ・ 国の基本方針の改正
 - ・ 行政の相談に応ずる人材の育成及び確保の責務の明確化
 - ・ 地方公共団体による事例の情報収集などを努力義務化

◎障害者差別解消法の法改正について◎③

法改正に伴う検討事項

(1) 事業者による合理的配慮の法的義務化に対応する施策・体制づくり

対応への準備として、事業者への周知・啓発を進める施策のより一層の実施とともに、先行自治体の事例を参考に、事業者の相談に応ずる体制づくりを検討する。

(2) 差別相談に対応する人材の育成と確保

今年度から専門相談窓口である障害者110番と地域の相談窓口の研修・説明会を実施し、地域の相談対応力の向上を図る。

(3) 差別及び解消の取組事例の収集等

本市では、法施行後より相談実績（対応事例等）を収集及び公表しているが、今後、事業者種別に分けて公表するなど、より分かりやすい公表の手法等を検討する。

(4) 障害者差別解消推進条例の改正に向けた検討

国の基本方針の改正内容や、上記(1)～(3)を含む本市の施策の推進状況等を踏まえて、改正の内容、施行時期を検討する。